

病 院 局

令和4年（2022年）2月18日調製

定例会提出予定案件資料

	ページ
1 令和3（2021）年度補正予算概要 -----	1～3
2 令和4（2022）年度予算概要 -----	4～5
3 函館市職員定数条例の一部を改正する条例の骨子 -----	6～7

1 令和3（2021）年度補正予算概要

【病院事業会計】

(1) 補正事項

(単位：千円)

事 項	補 正 額	備 考		
収益的収入及び支出				
入 収	入 院 収 益	451,893	函館病院 入院収益の増 495,527 千円 恵山病院 入院収益の減 △ 34,404 千円 南茅部病院 入院収益の減 △ 9,230 千円	
		外 来 収 益	316,794	函館病院 外来収益の増 339,918 千円 恵山病院 外来収益の減 △ 15,943 千円 南茅部病院 外来収益の減 △ 7,181 千円
			そ の 他 医 業 収 益	17,427
	他 会 計 負 担 金			
	他 会 計 補 助 金	163,288	恵山病院 一般会計補助金の増 92,535 千円 南茅部病院 一般会計補助金の増 70,753 千円	
	補 助 金	2,429,072	函館病院 補助金の増 2,416,345 千円 第二種感染症指定医療機関運営費補助金 △ 9,562 千円 二次輪番病院運営費補助金 △ 146 千円 新型コロナウイルス感染症患者等 入院受入医療機関緊急支援事業補助金 234,691 千円 感染症病床確保促進事業費補助金 ※R3.11月までの確定分 2,185,304 千円 看護職員等処遇改善事業補助金 6,058 千円 恵山病院 補助金の増 2,530 千円 北海道新型コロナウイルスワクチン 接種体制支援事業補助金 2,530 千円 南茅部病院 補助金の増 10,197 千円 北海道新型コロナウイルスワクチン 接種体制支援事業補助金 10,197 千円	
	計	3,381,490		

(単位：千円)

事 項		補 正 額	備 考	
支	給 与 費	259,175	函館病院 給与費の増	260,075 千円
			恵山病院 給与費の増	173 千円
			南茅部病院 給与費の減	△ 6,641 千円
			高等看護学院 給与費の増	5,568 千円
出	材 料 費	416,282	函館病院 材料費の増	425,480 千円
			恵山病院 材料費の減	△ 7,193 千円
			南茅部病院 材料費の減	△ 2,005 千円
	経 費	71,126	函館病院 経費の増 (検査委託料)	71,126 千円
計		746,583		

(2) 収益的収入及び支出

収 入

(単位：千円)

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
病院事業収益	22,126,101	3,381,490	25,507,591	
医 業 収 益	19,608,208	782,683	20,390,891	入院収益, 外来収益, その他医業 収益および一般会計負担金を補正
医 業 外 収 益	1,846,556	2,598,807	4,445,363	一般会計負担金, 一般会計補助金 および補助金を補正

支 出

(単位：千円)

科 目	既 決 額	補 正 額	計	備 考
病院事業費用	21,533,266	746,583	22,279,849	
医 業 費 用	21,020,297	741,015	21,761,312	給料, 手当等, 賞与引当金繰入額, 法定福利費, 法定福利費引当金繰 入額, 退職給付費, 薬品費, 診療 材料費および委託料を補正
高等看護学院費用	163,294	5,568	168,862	給料, 手当等および法定福利費を 補正

参考資料

令和3（2021）年度函館市病院事業会計予算（補正後）

(1) 収益的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
病院事業収益	25,507,591 ^{千円}	病院事業費用	22,279,849 ^{千円}	内部留保資金 (減価償却費等) △ 167,230千円
医業収益	20,390,891	医業費用	21,761,312	
高等看護学院収益	72,995	高等看護学院費用	168,862	
医業外収益	4,445,363	医業外費用	338,175	
特別利益	598,342	特別損失	1,500	
		予備費	10,000	
差 引		3,227,742 千円		
当年度純損益		3,229,343 千円		

(2) 資本的収入及び支出

収 入		支 出		備 考
資本的収入	1,057,297 ^{千円}	資本的支出	1,849,191 ^{千円}	資本的収入額が資本的 支出額に対し不足する 額791,894千円は、当 年度分損益勘定留保資金 で補てんするものとし る。
他会計負担金	909,072	建設改良費	475,344	
補助金	147,025	企業債償還金	1,335,547	
長期貸付金返還金	1,200	投資	38,300	
差 引		△ 791,894 千円		

当年度財源過不足額 (※) 2,270,219千円

累積財源過不足額 (※) 957,262千円

※上記の財源過不足額は、財政健全化法上の資金過不足額としている。

2 令和4（2022）年度予算概要

【病院事業会計】

(1) 業務の予定量

区 分	年間患者数		一日平均患者数	
	入 院	外 来	入 院	外 来
函 館 病 院	(一般) 171,550 人	265,356 人	470.0 人	1,092.0 人
恵 山 病 院	(療養) 13,870	13,365	38.0	55.0
南 茅 部 病 院	10,220	17,739	28.0	73.0
	(一般) (8,395)		(23.0)	
	(療養) (1,825)		(5.0)	

(2) 収益的収入及び支出

収 入	支 出	備 考
病院事業収益	病院事業費用	内部留保資金 (減価償却費等) △ 21,751 千円
医業収益	医業費用	
高等看護学院収益	高等看護学院費用	
医業外収益	医業外費用	
特別利益	特別損失	
	予備費	

差 引 616,251 千円

当年度純損益 616,449 千円

(3) 資本的収入及び支出

収 入	支 出	備 考
資本的収入	資本的支出	資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 792,303千円は、過年度分 損益勘定留保資金で補てん するものとする。
企業債	建設改良費	
他会計負担金	企業債償還金	
補助金	投資	
寄附金		
長期貸付金返還金		

差 引 △ 792,303 千円

当年度財源過不足額 (※) △ 197,605 千円

累積財源過不足額 (※) 759,657 千円

※上記の財源過不足額は、財政健全化法上の資金過不足額としている。

参考資料

3 病院，高等看護学院の内訳

収益的収支

区 分		合 計	函館病院	恵山病院	南茅部病院	高等看護学院
			千円	千円	千円	千円
収 入	病院事業収益	23,479,678	22,078,153	669,762	512,642	219,121
	医業収益	20,801,664	19,973,272	483,790	344,602	
	高等看護学院収益	77,680				77,680
	医業外収益	1,988,164	1,527,802	172,650	159,948	127,764
	特別利益	612,170	577,079	13,322	8,092	13,677
支 出	病院事業費用	22,863,427	21,299,313	720,462	638,662	204,990
	医業費用	22,353,271	21,009,286	708,924	635,061	
	高等看護学院費用	200,934				200,934
	医業外費用	297,722	279,527	11,038	3,101	4,056
	特別損失	1,500	500	500	500	
	予備費	10,000	10,000			
差 引		616,251	778,840	△ 50,700	△ 126,020	14,131

資本的収支

収 入	資本的収入	1,655,477	1,580,558	29,795	19,612	25,512
	企業債	721,400	700,000	9,900	11,500	
	他会計負担金	925,960	873,266	19,070	8,112	25,512
	補助金	4,486	3,661	825		
	寄附金	3,031	3,031			
	長期貸付金返還金	600	600			
支 出	資本的支出	2,447,780	2,327,951	66,505	27,795	25,529
	建設改良費	1,052,778	998,457	38,106	15,808	407
	企業債償還金	1,360,602	1,295,094	28,399	11,987	25,122
	投資	34,400	34,400			
差 引		△ 792,303	△ 747,393	△ 36,710	△ 8,183	△ 17

当年度財源過不足額	△ 197,605	45,932	△ 61,198	△ 182,339	0
累積財源過不足額	759,657	1,003,194	△ 61,198	△ 182,339	0

3 函館市職員定数条例の一部を改正する条例の骨子

(1) 条例改正の理由

病院局の職員の定数を改正するため

(2) 条例改正の内容

病院局職員定数の改正

(単位：人)

区 分	現定数	増減数	新定数
(1) 議 会 事 務 局	15		15
(2) 市 長 の 補 助 機 関			
ア 一 般 部 局	1,341		1,341
イ 企 業 局	266		266
ウ 病 院 局	1,029	72	1,101
計	2,636	72	2,708
(3) 教 育 委 員 会	312		312
(4) 選 挙 管 理 委 員 会	8		8
(5) 監 査 事 務 局	8		8
(6) 公 平 委 員 会			
(7) 農 業 委 員 会	14		14
(8) 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会			
合 計	2,993	72	3,065

(3) 条例の施行期日

令和4年4月1日

函館市職員定数条例 新旧対照表

現 行	改 正 案
<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の補助機関の職員</p> <p>ア 一般部局の職員 1,341人(うち福祉事務所の職員182人)</p> <p>イ 企業局の職員 266人</p> <p>ウ 病院局の職員 <u>1,029人</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p>	<p>第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 市長の補助機関の職員</p> <p>ア (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>ウ 病院局の職員 <u>1,101人</u></p> <p>(3)～(8) (略)</p>